

カーボンクレジット活用促進事業助成金交付要綱

(制定) 令和 7 年 4 月 22 日付 7 都環公地温第 816 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、カーボンクレジット活用促進事業実施要綱（令和 7 年 2 月 25 日付 6 産労産計第 1032 号。以下「実施要綱」という。）第 3 2 の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行するカーボンクレジット活用促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適切かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、実施要綱第 2 に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 ブランディング 自社の商品・サービスの理想とするイメージの形成及びイメージを浸透させるプロセス
- 二 プロモーション ブランディングに基づいた認知度向上、販売促進のための個別の具体的な施策

(助成対象事業者)

第 3 条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- 一 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 中小企業（個人事業主を除く。）、大企業等
 - イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
 - エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
 - オ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
 - カ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
 - キ 特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等
 - ク 法律により直接設立された法人
 - ケ 上記アからクまでに準ずる者として公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が適当と認める者
- 二 都内に事務所又は事業所を有すること。
- 三 以下の事業を営んでいないこと。
 - ア 宗教教育その他宗教活動に該当する事業
 - イ 政治活動に該当する事業
 - ウ 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業
 - エ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）により定める風俗営業など）
 - オ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断される事業
- 四 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

- 五 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。
- 六 本事業による助成対象事業について、他の補助金を受給していないこと。
- 七 刑事上の処分を受けていない者、都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること。
- 八 国又は地方公共団体の出資を受けていない者であること。
- 九 助成対象とする経費について、国その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと。

(助成対象事業)

第4条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- 一 オフセットの対象とする製品、商品又はイベント等（以下「対象活動」という。）の GHG（Greenhouse Gas。温室効果ガス）排出量を算定する若しくは算定していること。
- 二 前号に基づき、算定した GHG 排出量をオフセットすることを切り口としたブランディングに要するオフセット量を定め、当該オフセットに必要となるカーボンクレジットの購入量を算定する又は算定していること。
- 三 前号に基づき、都が運営する東京都カーボンクレジットマーケット（以下「都カーボンクレジット取引システム」という。）でカーボンクレジットを購入し、当該カーボンクレジットの無効化により、対象活動である商品又はイベント等の GHG 排出量のオフセットを達成に使用すること。
- 四 前号の取組について、都カーボンクレジット取引システムで購入したカーボンクレジットを活用してオフセットすることによるブランディングを実施し、当該ブランディングに基づき別に定める要件を満たしたプロモーションを実施すること。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する次に掲げる経費のうち、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

- 一 中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者）
 - ア GHG 排出量の算定に要する経費
 - イ カーボンクレジットのオフセットによるブランディング計画策定及び当該ブランディング計画に基づく各プロモーションの企画策定に要するコンサルティング経費
 - ウ プロモーション実施に要する経費

二 中小企業者以外

- ア プロモーション実施に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成対象としない。

- 一 人件費
- 二 光熱水費
- 三 助成事業に直接関係のない物品の購入、委託等の経費（完了時点で未使用の購入原材料、製品等を含む。）
- 四 帳票類が不備の経費（見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等が確認できない場合）
- 五 申請書に記載されていないものを購入した経費
- 六 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
- 七 他社発行の手形や小切手等により支払いが行われている経費（原則振込払い）
- 八 購入時、ポイントカード等によるポイントを取得・使用した場合のポイント分
- 九 プロモーションとしてイベント開催、展示会出展等を予定していたにもかかわらず、実施しなかったことによる全ての経費（キャンセル料、資材費、輸送費等）

- 十 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員等及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引
- 十一 間接経費（消費税、振込手数料、通信費等）
- 十二 会議費、消耗品等の事務的経費
- 十三 一般的な市場価格又は研究開発の内容に対して著しく高額な経費
- 十四 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- 十五 発注又は契約から支払までの一連の手続が助成対象期間内に済んでいない経費
- 十六 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により助成事業者へ払い戻すことで購入額を減額・無償とすることにより、取引証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しない経費
- 十七 公社が助成対象として適切でないと判断した経費、過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費

（助成金の額）

第6条 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、以下のとおりとする。

- 一 中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者）に対する助成
助成対象経費の 3 分の 2 の額とし、上限は 200 万円とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 二 中小企業者以外に対する助成
助成対象経費の 2 分の 1 の額とし、上限は 100 万円とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（助成金の交付申請）

第7条 本助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間中に、助成金交付申請書（第 1 号様式）、助成事業実施計画書（第 2 号様式）及び別表第 1 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

（交付申請の受付）

- 第8条 公社は、公社が別に定める期間中、第 3 条に定める助成対象事業者より交付申請を受け付けるものとする。
- 2 公社が受け付けた申請書類に不備がある場合、前項の規定により交付申請した助成対象事業者又は第 9 条に規定する手続代行者に修正を求めた日の翌日から起算して 30 日以内に助成対象事業者が当該不備の修正を行わないときは、その申請を撤回したものとみなす。
 - 3 公社は、申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の基金（以下「基金」という。）の範囲を超えた日（以下「基金超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、基金超過日に複数の申請があった場合は、基金超過日の前日における基金残額を、基金超過日に到着した申請件数で割った金額（千円未満の端数切捨て）を基金超過日に到着した申請における 1 件当たりの上限額とする。

（手続代行者）

第9条 助成対象事業者は、第 7 条による交付申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することができる。手続の代行は第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条、第 19 条第 2 項、第 20 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定による申請書等を公社に提出する場合に準用する。

- 2 前項の規定により依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、第3条第1項第4号、第5号及び第7号に該当するものであることとする。
- 3 手続代行者は、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係るすべての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業者が円滑に推進できるよう努めなければならない。
- 4 公社は、手続代行者が行う手続について、必要に応じて調査を実施する。
- 5 公社は、前項に基づく調査により、この要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められたときは、当該手続代行者に対し、本事業の代行の停止を求めることができるものとする。

（助成金の交付決定）

- 第10条 公社は、第7条による交付申請を受けた場合は、当該交付申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等に基づき、本助成金の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。
- 2 公社は、交付申請をした助成対象事業者に対し、前項の決定において、本助成金を交付とする場合にあっては助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第4号様式）により、その旨を通知するものとする。

（交付の条件）

- 第11条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定による交付決定の通知を受けた助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件その他本助成金の適正な交付を行うため必要と認める条件を付すものとする。
- 二 助成対象経費に関しては重複して本助成金以外の助成金又は補助金を受給しないこと。
 - 三 前条第2項の助成金交付決定通知書の受領後、都が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。
 - 四 公社が第14条又は第23条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
 - 五 公社が第24条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第25条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第26条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
 - 六 前各号に掲げる事項のほか、助成事業の実施に当たりこの要綱又は実施要綱その他法令の規定を遵守すること。

（契約等）

- 第12条 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収又はその他の方法により、競争に付さなければならない。ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合等、公社が認めた場合はこの限りでない。
- 2 助成事業者は、第10条第2項の規定による助成金交付決定通知書を受領した日から速やかに助成事業の実施に必要な契約を締結し、助成事業に着手しなければならない。

（申請の撤回）

- 第13条 助成事業者は、第10条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、同条第2項の規定による助成金交付決定通知書を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、都に報告するものとする。
- 3 前2項の規定は、第10条第2項の規定による助成金交付決定通知書を受領する前に交付申請を取り下げる場合についても準用する。

(事情変更による決定の取消し等)

第14条 公社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後に生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(助成事業の承継)

第15条 助成事業者の地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は契約による共同申請者への所有権移転に限る。）が行われた場合において、助成事業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継承認申請書（第6号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、助成事業承継（承認・不承認）通知書（第7号様式）により、承継者へ通知する。
- 3 公社は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

第16条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第8号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- 2 公社は、前項の規定による申請を受け、その内容が妥当であると認める場合は、当該申請に係る変更を承認するものとする。ただし、交付決定額の増額は承認しないものとする。
- 3 公社は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に助成事業計画変更承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。
- 4 公社は、第2項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第17条 助成事業者は、名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地等を変更した場合は、速やかに助成事業情報変更届出書（第10号様式）を公社に提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第18条 助成事業者は、第10条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

(事業遅延等の報告)

第19条 助成事業者は、第7条の規定により提出した助成事業実施計画書又は第16条第1項の規定により提出し、同条第2項の規定により承認を受けた助成事業計画変更申請書の内容のとおり助成対象事

業を進捗させなければならない。

2 助成事業者は、やむを得ない理由により助成対象事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに助成事業遅延等報告書（第 11 号様式）を公社に提出し、その指示を受けなければならない。

3 公社は、前項の助成事業遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（助成事業の廃止）

第 20 条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成対象事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第 12 号様式）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る助成事業の廃止を承認するものとする。

3 公社は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に助成事業廃止承認通知書（第 13 号様式）により通知するものとする。

4 公社は、第 2 項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（助成対象事業完了の届出）

第 21 条 助成事業者は、助成対象事業が完了した場合、速やかに事業完了届兼交付請求書（第 14 号様式）及び別表第 2 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出は、助成対象事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は公社の指定する期限のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認める場合にあっては、公社が認める期間までに行うものとする。

（助成金の額の確定及び助成金の交付）

第 22 条 公社は、前条第 1 項の規定による届出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成対象事業の内容が第 10 条第 1 項の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金額確定通知書（第 15 号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により確定する本助成金の額は、助成対象経費の実支出額に 3 分の 2（中小企業者以外の場合にあっては、2 分の 1）を乗じて得た額又は第 10 条第 2 項の助成金交付決定通知書に記載した交付決定額（第 16 条第 2 項の規定により交付決定額の変更が承認された場合にあっては、当該変更後の額）のいずれか低い額とする。この場合において、本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 公社は、第 1 項の助成金額確定通知書により助成金の額を確定した後、助成事業者に本助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 23 条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 10 条第 1 項の規定により、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

二 第 10 条第 1 項の規定による本助成金の交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。

三 この要綱又は実施要綱の規定その他公社の定める事項を遵守しなかったとき。

四 助成事業者（代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。

五 第 10 条第 1 項の規定による交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例等に違反したとき。

六 本事業に係る都又は公社の指示に従わないとき。

2 第 1 項の規定は、第 22 条第 1 項に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。

3 公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者に対し、助成金交付決定取消通知書（第 16 号様式）により通知するものとする。

4 公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、特に必要があると認めるときは、当該助成事業者の名称及び取消しに係る事由の内容を公表することができるものとする。

（本助成金の返還）

第 2 4 条 公社は、助成事業者に対し、第 14 条又は前条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、助成金返還請求通知書（第 17 号様式）により期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該助成金を公社に返還しなければならない。

3 助成事業者は、前項の規定により助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 18 号様式）を提出しなければならない。

4 前項の規定は、次条第 1 項の規定による違約加算金及び第 26 条第 1 項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

（違約加算金）

第 2 5 条 公社は、第 23 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（延滞金）

第 2 6 条 公社は、助成事業者に対し、第 24 条第 1 項の規定により本助成金の返還請求を行った場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（前条第 1 項に規定する違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（他の助成金等の一時停止等）

第 2 7 条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額を相殺するものとする。

（助成事業の経理）

第 2 8 条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければ

ならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類を第 21 条第 1 項に規定する事業完了届兼交付請求書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から 5 年間保存しておかなければならない。

(調査等)

- 第 29 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の証憑を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、証票の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
 - 3 助成事業者は、都及び公社が実施する本事業の効果分析等のためのデータ提供、説明会、セミナー等での成果発表、アンケート調査その他必要な事項に応じなければならない。

(指導・助言)

- 第 30 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(成果の公表)

- 第 31 条 公社は、助成対象事業の分析及び検証を行い、都に報告するものとする。
- 2 助成事業者は、都が前項に規定する報告に基づき行う申請者名及び助成対象事業の実施結果の公表に協力し、かつ、都が当該公表を行うことを承諾しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

- 第 32 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。
- 2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第 33 条 本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による通知等)

- 第 34 条 本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。なお、電子署名規程（令和 5 年 11 月 24 日付 5 都環公総第 569 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができる。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。
 - 3 通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等を行うことが規定されているものを第 1 項の

電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

(その他必要な事項)

第35条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、公社が別に定める。

2 本事業に係る都から公社への事務費補助期間の終了後は、本交付要綱において公社が行うこととされている各手続等については、都が行うものとする。

附 則 (令和7年4月22日付7都環公地温第816号)

この要綱は、令和7年4月22日から施行し、令和7年4月22日から適用する。

別表第 1（第 7 条関係）

1	商品説明資料及び会社概要（※ 1）
2	企画書類（写しも可）（※ 2）
3	商業・法人登記簿謄本等（写しも可）
4	建物登記簿謄本（写しも可）
5	賃貸借契約書（写し）
6	納税証明書（事業税及び住民税の直近 1 か年、写しも可）
7	見積書
8	見積依頼書
9	排出量算定に係る資料
10	その他公社が指示する書類

※ 1 ブランディング対象となる商品等の概要説明書類及び申請事業者の会社概要

※ 2 助成対象となるプロモーション施策についてその施策概要がわかる書類

別表第 2（第 21 条関係）

1	都カーボンクレジット取引システムにおけるクレジット購入の証憑
2	カーボンオフセット実施の証憑
3	助成事業実施の証憑（成果物、納品書・検収書、実施報告書等） ※ 1
4	プロモーションに用いた販促物等、訴求内容の詳細が確認できる資料（原稿データ、写真等）
5	契約書（注文書・請書でも可）
6	請求書（写し）
7	支払の証憑（領収書等、写し）
8	振込先口座が請求者の口座であることを確認できる資料（通帳の写し等）
9	その他公社が指示する書類

※ 1 対象活動に係る排出量の算定、ブランディング計画若しくはプロモーション企画の策定又はプロモーションの実施が確認できる成果物、納品書・検収書、実施報告書等